

議第 19 号議案

新座市議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 29 年 12 月 12 日提出

提出者	新座市議会議員	野中	弥生
賛成者	〃	平野	茂
	〃	鈴木	明子
	〃	佐藤	重忠
	〃	芦野	修
	〃	木村	俊彦
	〃	平松	大佑
	〃	塩田	和久

提 案 理 由

平成 30 年 1 月の市役所新庁舎開庁に伴い、市議会議場の傍聴席に新たに親子傍聴室が設置されることから、傍聴席の区分及び傍聴人の定員を改めるため、この案を提出するものである。

## 新座市議会傍聴規則の一部を改正する規則

新座市議会傍聴規則（昭和49年新座市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴席の区分）</p> <p>第2条 傍聴席は、これを<u>一般席及び報道関係者席に分ける。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、親子傍聴室を設ける。</u></p> <p>（傍聴人の定員）</p> <p>第6条 傍聴人の定員は、<u>一般席62人及び報道関係者席8人とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>（傍聴席の区分）</p> <p>第2条 傍聴席は、これを<u>一般傍聴席及び報道関係者席に分ける。</u></p> <p>（傍聴人の数の制限）</p> <p>第6条 傍聴席は<u>一般傍聴席100、報道関係者席8を限度とする。ただし、議長は、必要があるときは、その理由を明示して傍聴人の員数を制限することができる。</u></p>

### 附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。